令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所開設届出事項等変更届（開設者が医師・歯科医師以外の場合）について

【添付書類】

①診療所名称

　　　社員総会議事録等の写し、定款（寄附行為）写し、履歴事項全部証明書（原本）

②診療科目③診療日・診療時間

なし

④住居表示

変更の場合、住居表示を証する書面の写し（原本）

⑤定款・寄付行為又は条例⑥開設者の住所・氏名

　　　社員総会議事録等の写し、定款（寄附行為）写し、履歴事項全部証明書（原本）

⑦管理者の住所・氏名

ア　交代の場合

新たに管理者となる医師（又は歯科医師）の履歴書、免許証の写し（原本照合が必要）。（臨床研修終了登録証、再教育研修終了証の対象者はその証も必要）

また、新管理者が法人の理事であることが分かる書類（社員総会議事録、役員名簿の写し等で可）。

イ　開設者又は管理者が氏名を変更した場合

戸籍抄本又は謄本（住所のみを変更したときは添付書類は不要）。

【留意事項】

③診療科目の変更

令第３条の２に規定されている診療科目であること。（麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写しが必要。）

④住居表示の変更

　区画整理等で診療所所在地の住居表示が変更された場合に届け出ること。

※　診療所の所在地（移転等）が変わる場合はこの届出ではなく、診療所の廃止・新規の手続を取ること